

第4回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成29年9月6日提出

件数 36件

【内訳】議案 30件（条例関係 1件、決算関係 16件、予算関係 8件、
その他 5件）
報告 6件（平成28年度一般会計継続費精算の報告等）

議案の要旨

条例関係

議案第79号	南相馬市水産業共同利用施設復興整備事業に係る放流用種苗生産施設等の無償貸付及び譲与に関する条例制定について
---------------	--

【趣旨】

国の東日本大震災復興交付金制度要綱に基づく水産業共同利用施設復興整備事業を活用して市が整備する放流用種苗生産施設等の無償貸付及び譲与に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制度概要

定める項目	条	内容
定義	第2条	漁業者等：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合及び人工ふ化放流事業を行う団体
無償貸付できる対象者	第3条	東日本大震災で被災し、漁業を営む漁業者等 旧警戒区域等に居住していた漁業者等
貸付期間	第6条	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1及び別表2に定める耐用年数 《参考》漁業用設備 5年
放流用種苗生産施設等の返還	第7条	貸付期間が終了したとき 転出等により放流用種苗生産を行わなくなったとき 組織の解散等により放流用種苗生産が行えなくなったとき
損害賠償等	第8条	施設等を故意又は過失により損傷又は亡失したときは自己の責任で修理又は賠償
放流用種苗生産施設等の譲与	第10条	貸付期間終了後、引き続き放流用種苗生産に使用することが確実と認めるときは、譲与することができる。

2 施行日 公布の日

決算関係

- 議案第 80 号 平成 28 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 81 号 平成 28 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 82 号 平成 28 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 83 号 平成 28 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 84 号 平成 28 年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 85 号 平成 28 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 86 号 平成 28 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 87 号 平成 28 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 88 号 平成 28 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 89 号 平成 28 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 90 号 平成 28 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 91 号 平成 28 年度南相馬市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 92 号 平成 28 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 93 号 平成 28 年度南相馬市病院事業会計決算認定について

議案第 94 号 平成 28 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

議案第 95 号 平成 28 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

補正予算関係

議案第 96 号 平成 29 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 97 号 平成 29 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 98 号 平成 29 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 99 号 平成 29 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 100 号 平成 29 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 101 号 平成 29 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 102 号 平成 29 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第 103 号 平成 29 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 104 号 あっせんの申立てについて

【趣旨】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんを申立てるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 申立て先
原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）
- 2 申立ての相手方
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社

3 申立ての概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに合意しない額 843,385,441 円を支払うよう和解の仲介を求めるもの。

なお、申立ての日までに東京電力ホールディングス株式会社と損害賠償の額の一部の支払いに合意した場合は、その合意額を除いた額で申立てを行うもの。

4 東京電力に対する損害賠償の状況及びADR申立て項目

(1) 請求内容

平成24年度評価替(20km圏内除く。)について、東京電力第一原子力発電所の事故による影響分を反映させるにあたり、通常の評価替による評価額算定が困難だったため、総務省より示された簡易な評価方法による補正率を適用し評価替えを実施した。補正による税収減分については、東京電力へ損害賠償請求をしているが、合意に至らないため、ADR申立てを実施するもの。

(2) 申立て内容

固定資産税の税収減(平成24年度～平成26年度)

843,385,441円

(年度内訳)

平成24年度 284,063,848円

平成25年度 281,491,009円

平成26年度 277,830,584円

東京電力に対する損害賠償状況一覧

H29.8.28現在

(再掲)賠償対象外 単位(円)

	請求額	支払済額	東電審査中	直接協議中	賠償対象外
一般会計・特別会計(企業会計所管分を除く)					
平成23年度分	2,186,948,846	262,721,636		157,645,072	1,766,582,138
平成24年度分	1,482,299,432	276,480,777	896,515,095	25,239,712	284,063,848
平成25年度分	461,363,421	169,804	171,829,288	7,873,320	281,491,009
平成26年度分	446,596,340		164,739,659	4,026,097	277,830,584
平成27年度分	461,588,217		461,588,217		
平成28年度分	29,011,129	29,011,129			
合計	5,067,807,385	568,383,346	1,694,672,259	194,784,201	2,609,967,579

ADRに移行	検討中(保留)
1,081,314,696	685,267,442
284,063,848	
281,491,009	
277,830,584	
1,924,700,137	685,267,442

東電審査中・・・東京電力へ請求し、審査過程にあるもの。又は請求後回答がないもの。
 直接協議中・・・協議の余地があり、継続して直接協議中のもの。
 賠償対象外・・・東京電力側で賠償対象外としたもの。
 検討中(保留)685,267,442円については、平成23年度早期退職者の退職金である。

ADR申立て内容

固定資産税の税収減(平成24年度分～平成26年度分)

単位:円

年度	請求額
平成24年度	284,063,848
平成25年度	281,491,009
平成26年度	277,830,584
合計	843,385,441

議案第 105 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市大規模乾燥調製貯蔵施設整備事業（原町区萱浜） 建設工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字広谷地地内
契約の金額	1,998,000,000円
工期	契約締結日から平成30年11月5日まで
契約の方法	随意契約
契約の相手方	広島県東広島市西条西本町2番30号 株式会社サタケ

議案第 106 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修（準用河川北原川）工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字東蔵前地内外
契約の金額	359,640,000円
工期	契約締結日から平成30年3月30日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社

議案第 107 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	福島県立特別支援学校整備事業用地		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市鹿島区寺内字鷺内 7 6 番	宅見	3,327 m ²
	南相馬市鹿島区寺内字鷺内 7 7 番	宅見	3,376 m ²
	合計		6,703 m ²
取得予定価格	24,130,800円		
取得の方法	随意契約		
取得の相手方			

議案第 108 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	福島県立特別支援学校整備事業用地		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市鹿島区寺内字鷺内 7 8 番	宅見	3,318 m ²
	南相馬市鹿島区寺内字鷺内 7 9 番	宅見	3,384 m ²
	合計		6,702 m ²
取得予定価格	24,127,200円		
取得の方法	随意契約		

取得の相手方	
--------	--

報告

報告第9号 平成28年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

【趣旨】

平成28年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計) と支出済額(合計) の差
植物工場整備事業	27 ~ 28	1,632,167,000円	1,611,207,289円	20,959,711円
避難所看板等整備事業	27 ~ 28	85,713,000円	82,576,800円	3,136,200円
パークゴルフ場整備事業	27 ~ 28	672,494,000円	672,223,733円	270,267円

報告第10号 平成28年度南相馬市宅地造成事業特別会計継続費精算の報告について

【趣旨】

平成28年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と支出済額(合計)の差
宅地造成事業	27 ~ 28	1,038,967,000 円	1,037,668,750 円	1,298,250 円

報告第11号 平成28年度南相馬市病院事業会計継続費精算の報告について

【趣旨】

平成28年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支払義務発生額 (合計)	年割額(合計)と支払義務発生額(合計)との差
脳卒中センター整備事業	25 ~ 28	4,985,835,000 円	4,985,531,985 円	303,015 円

報告第12号 平成28年度南相馬市下水道事業会計継続費精算の報告について

【趣旨】

平成28年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支払義務発生額 (合計)	年割額(合計)と 支払義務発生額 (合計)との差
公共下水道事業 計画変更業務委託	27 ~ 28	21,384,000円	21,384,000円	0円

報告第13号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率 (単位：%)

区分	平成28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.56	20.00
連結実質赤字比率	-	17.56	30.00
実質公債費比率	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「-」と表記

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「-」と表記

2 資金不足比率

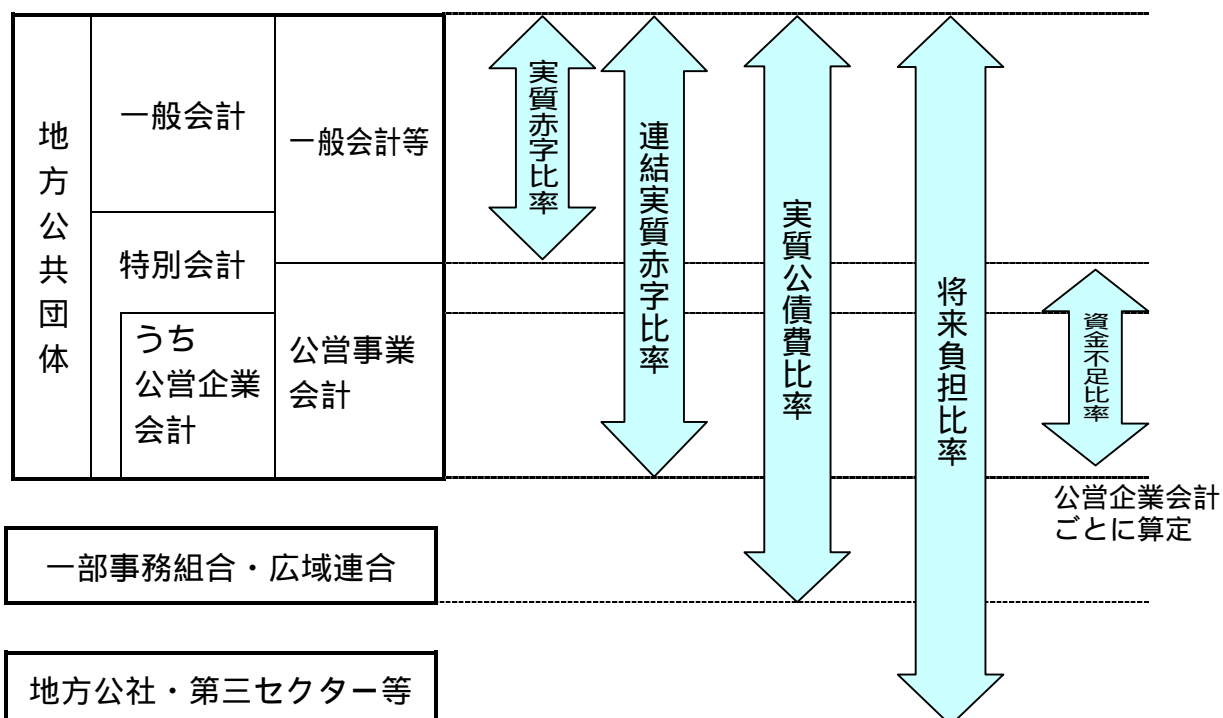
(単位: %)

会計名	資金不足比率	備考
南相馬市水道事業会計	-	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	-	〃
南相馬市病院事業会計	-	〃
南相馬市下水道事業会計	-	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	-	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	-	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	-	〃
南相馬市宅地造成事業特別会計	-	〃

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「-」と表記

健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の対象



2 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第14号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成29年8月4日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

129,600円

〔	うち保険等により補てんされる額	129,600円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成29年7月10日午前11時45分頃、原町区橋本町三丁目地内の市道橋本町線において、道路補修作業を行った際に、細かい砂等が飛散し、近くに駐車していた相手方車両の塗装コーティングに細かい傷が生じ、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訴等を行わないことで和解する。

【専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成29年8月18日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

67,900円

〔	うち保険等により補てんされる額	67,900円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成29年7月7日午前10時25分頃、須賀川市茶畑町71番地地内の須賀川市民温泉施設内駐車場において、公用車を後退した際、公用車左前ドア部分が公用車の左後方に停止していた相手方車両の右前バンパー部分に接触し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訴等を行わないことで和解する。

【専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成29年8月25日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

6,480円

〔	うち保険等により補てんされる額	6,480円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成29年6月26日午前11時25分頃、原町区中太田字与太郎内150番地地内の相手方駐車場において、公用車を駐車し、助手席側ドアを開けた際、公用車の左側に駐車していた相手方車両の左後ドア部分に接触し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訴等を行わないことで和解する。

【専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成29年8月25日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

597,820円

〔	うち保険等により補てんされる額	597,820円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成29年7月7日午後2時25分頃、原町区堤谷地内の市道高小高線の右カーブ箇所において、公用車を小高方面に走行中、公用車が対向車側にはみ出し、公用車右側フェンダー部分が原町方面に走行していた相手方車両の右後ドア部分に衝突し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訴等を行わないことで和解する。

【専決第 11 号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成 29 年 8 月 28 日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

145,800円

〔	うち保険等により補てんされる額	145,800円	〕
	市が自ら負担する額	0円	

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成 29 年 4 月 19 日午後 8 時頃、暴風警報発令時の強風により、鹿島区寺内字八幡林 368 番地地内の寺内農村公園に植栽している木が倒れ、当該公園に隣接する相手方住宅の瓦及び雨どいを損傷させたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訴等を行わないことで和解する。